

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市メンタルヘルスサポート事業補助金
補助事業等の 目 標	心に不調をきたしている社員に対して企業が実施する心理相談員等の資格を有するカウンセラーや心療内科医（以下「カウンセラー等」という。）によるメンタルヘルスケアに係る費用の一部を補助することにより、社員の心の健康づくりを推進し、職場環境の改善と心の不調を理由とする休職や離職を防ぐことによる職務定着率の向上を図る。
補助事業等の 対 象 者	社員に対してカウンセラー等によるメンタルヘルスケアを実施した市内中小企業者
補助対象経費	カウンセラー等によるメンタルヘルスケアを実施した際に支払った費用
補助金等の額 及びその算定 方法又は補助率	予算の範囲内において、メンタルヘルスケアの実施1回当たり補助対象経費の2分の1以内の額とし、5,000円を上限とする。
	【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の 評 価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の 開 始 時 期	平成28年4月1日
補助事業等の 終 了 時 期	令和10年3月31日
	【終了時期が3年を超える場合の理由】 雇用する従業員の福祉の増進を図るため、補助事業を継続することが必要である。
情 報 の 公表の方法等	補助件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。

そ の 他	1 この取扱基準において、「市内中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類Eの「製造業」又は大分類Gの「情報通信業」中分類「情報サービス業」小分類「ソフトウェア業」を事業として営み、市内に主たる工場若しくは研究所又はソフトウェア開発を目的に設置された施設を有するものをいう。 2 補助金の交付を受けようとするものは、補助金の交付を受けようとする年度の3月10日までに提出書類欄に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 3 市税等を滞納している市内中小企業者は、補助対象者から除く。
提 出 書 類	・ 諏訪市メンタルヘルスサポート事業補助金交付申請書（様式第2号-1） ・ メンタルヘルスケアに係る請求書の写し ・ メンタルヘルスケアに係る支払いが確認できるもの 諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担 当 部 署	諏訪市 経済部 商工課 工業・ブランド振興係

平成28年 4月 1日 制定

平成29年 3月29日 一部改正（平成29年 4月 1日 施行）
平成31年 3月15日 一部改正（平成31年 4月 1日 施行）
令和 2年 3月16日 一部改正（令和 2年 4月 1日 施行）
令和 4年 3月16日 一部改正（令和 4年 4月 1日 施行）
令和 6年 3月29日 一部改正（令和 6年 4月 1日 施行）
令和 7年 3月18日 一部改正（令和 7年 4月 1日 施行）